

お倉ヶ浜ビーチ駐車場機器等整備工事及び駐車場管理運営業務委託仕様書

1 事業名

お倉ヶ浜ビーチ駐車場機器等整備工事及び駐車場管理運営業務委託

2 工事（履行）期間

（1）駐車場機器等整備工事

契約締結日から令和8年9月30日（予定）まで

（2）駐車場管理運営業務委託

令和8年10月1日（予定）から令和13年3月31日まで

3 工事（履行）場所

日向市大字平岩 12298 番地6（お倉ヶ浜ビーチ駐車場ほか）

4 駐車場の概要

（1）施設の概要

名 称：お倉ヶ浜ビーチ駐車場（仮）

所 在 地：日向市大字平岩 12298 番地6

利用台数：1日平均約202台（令和6年度実績）

収容台数：306台（内おもいやり駐車場2台）※変更の可能性あり

特記事項：市街化調整区域（都市計画法第7条第3項関係）

日豊海岸国定公園第2種特別地域（自然公園法第20条第3項関係）

景観計画区域（景観法第8条第2項第1号関係）※日豊海岸地域景観計画

（2）施設の使用時間

24時間365日（ただし、日向市のイベント等により有料運営は行わない場合もある。）

（3）料金設定

日向市（以下「発注者」という。）が定めた使用料金設定とする。また、途中での初回無料時間、時間帯別最大料金、シーズン別料金、指定車両無料設定等の変更が分単位で可能である駐車場機器等とすること。

5 駐車場機器等整備工事

（1）工事内容

(ア) 下記（2）**設置機器条件等** に定める条件を満たした管理機器等の設置

(イ) 管理機器等が機能するために必要な関連工事一式

- ・ 管理機器等の詳細な設置場所は、この仕様書に指定があるものを除き、契約予定事業者（以下「受注者」という。）の提案を基に、発注者と協議の上決定するものとする。
- ・ 管理機器設置の他、管理機器までの電力あるいは通信線等の配線、配管工事一式
- ・ 管理機器の基礎等の築造工事一式

(ウ) 本仕様書に明記されていない事項であっても、作業上当然必要と認められるものは工事範囲内とする。

(2) **設置機器条件等**

次の「（ア）～（サ）」を条件として機器の設置を行うこと。なお、下記に指定のない場合の機器台数及び仕様、指定のある機器台数以上の設置は受注者の提案による。

また、設置機器は全て新品のものとし、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、海岸に隣接する駐車場であることを考慮して、重耐塩仕様（機器ケースは SUS）とすること。

なお、当該エリアが日豊海岸国定公園第2種特別地域及び景観計画区域（日豊海岸地域景観計画）であることを考慮した仕様とすること。

(ア) **入出庫方式**

- ・ チケットレスのカメラ式認証システムとすること。
- ・ 車両検知器を1台以上、カメラ及び照明（ポール含む）を各4台以上とし、入出庫管理が可能な台数の設置を行うこと。また、車両の通行の妨げにならない位置での設置を行うこと。
- ・ 駐車場の出入口は、受注者の提案を基に、発注者と協議の上決定するものとする。
- ・ 必要に応じて出入口にボラードの設置やライン引き等衝突防止及び歩車分離の措置を講ずること。
- ・ 駐車場機器等を円滑に稼働させるため、出入口にループコイルの設置が必要な場合は舗装の切込みを行い、受注者負担にて敷設すること。
- ・ 未精算者が出庫した場合は、回転灯、ブザー等で警告できること。

(イ) **精算機**

- ・ 出口ゲートに精算機を1台、ビーチハウス内に事前精算機を1台以上設置し、事前精算機の内1台以上は電子マネー及びクレジットカードによるキャッシュレス決済対応機器とすること。
- ・ 音声の案内と液晶表示機により、利用者にわかりやすい操作案内が行えること。
- ・ 入出庫集計ジャーナル機能が可能のこと。また、集計ジャーナルが過去10件程度の保存機能を有すること。
- ・ トラブルの際にはコールセンターへつながるインターフォン等の機能を有すること。
- ・ 故障・トラブルの際、遠隔操作で対応した場合、自動的に台数調整をする機能を有すること。
- ・ インボイス制度（適格請求書等保存方式）対応が可能のこと。
- ・ 精算金種は、紙幣（10000円、5000円、1000円）、硬貨（500円、100円、50円、10円）とすること。

- ・ 精算機保護等の防犯対策は、受注者の提案を基に、発注者と協議の上決定するものとする。
- ・ 夜間でも操作しやすい照度を確保すること。
- ・ 新デザイン紙幣・硬貨対応等の社会情勢の変化に伴う駐車場機器等の改修費用は受注者の負担とする。
- ・ 精算機に加えて、二次元バーコード読み取りによるオンライン決済システム等を受注者の負担により設定する場合の決済システムの仕様等については、受注者の提案を基に、発注者と協議の上決定するものとする。

(ウ) 入口・出口ゲート

- ・ 入口・出口ゲート（アーム受け含む）は各 1 台とする。
- ・ ゲートバーの交換は、工具を使用せず簡単に着脱交換が可能なこと。
- ・ 停電時及び緊急時は、鍵等でロックが解除されること。
- ・ ゲートバーはグラスファイバー製とし、ウレタンを巻く、反射テープを巻く等の安全対策を施すこと。
- ・ 超音波感知等でゲートバー落下防止機能を有すること。

(エ) 駐車券発行機

- ・ カメラ認証システムの不具合等に備えるため、駐車券発行機を 1 台設置すること。
なお、設置位置は、受注者の提案を基に、発注者と協議の上決定するものとする。

(オ) 入口表示灯

- ・ 入口表示灯を 1 台設置すること。なお、設置位置は、受注者の提案を基に、発注者と協議の上決定するものとする。
- ・ 「満車」のときは「満」を LED 赤文字で表示、「空車」のときは「空」を緑文字で表示できる機能を有すること。

(カ) 出庫警告灯

- ・ 出庫警告灯を 1 台設置すること。なお、設置位置は、受注者の提案を基に、発注者と協議の上決定するものとする。
- ・ 歩行者、通行車両へ、車庫が出庫する旨の警報を警報灯、回転灯（LED 式）ブザー等で通報できること。
- ・ 回転灯（LED 式）ブザー等は、点灯、鳴らないように設定できること。

(キ) 割引券発行機

日向市役所庁舎内及びお倉ヶ浜ビーチハウス内の発注者が指定する場所に、各 1 台以上の割引券発行機を設置すること。

(ク) 案内看板等

- ・ 駐車場利用者の視認性向上のため、駐車場ルール、料金設定、精算機等の表示案内看板を必要と認められる程度に設置すること。なお、具体的な表示内容等は、発注者と協議の上決定するものとする。
- ・ 看板のデザイン、表示方法（フォント等）は、視認性、認知性を確保しながら、日豊海岸地域景観計画を考慮した色彩をとすること。

(ケ) 保護屋根

- ・ 入口・出口に保護屋根を設置すること。

(コ) 通信関係

クラウド接続、コールセンター接続に係るネット環境整備工事を行うこと。

(サ) その他

- ・ ロール紙、ジャーナル紙切れに関する予告信号や、精算機、ゲート機器などの機器のトラブル（停電、機械セキュリティ等）の異常信号等をコールセンターで自動受信できること。
- ・ 利用者からの問い合わせ時に、設置してあるカメラでコールセンターから駐車場の状況確認ができること。
- ・ 遠隔操作により、出口ゲートバーを自動で開閉させることを可能とすること。また、遠隔操作に応じて出庫台数と駐車台数の調整が遠隔でできること。
- ・ コールセンターから精算機へ入庫時刻を送信し、料金精算を可能とすること。
- ・ 割引忘れ時等の対応として、コールセンターからの時刻送信により、精算機に割引利用料金を遠隔で表示し、料金精算を可能とすること。
- ・ コールセンターと精算機との通信機能を有し、過去の精算状況の確認、領収証の再発行ができること。

6 駐車場管理運営業務委託

(1) 業務委託内容

次の（ア）～（エ）を条件として管理運営を行うこと。なお、下記に指定のない事項は受注者の提案により遂行すること。

(ア) 管理運営

- ・ 業務責任者を選任すること。
- ・ 駐車場管理運営は、善良な管理者の注意をもって遂行し、施設警備業務（1号警備業務）として対応すること。
- ・ 委託業務契約期間中の24時間365日管理運営を行うこと。また、駐車場内において発生した機器トラブル、苦情等の対応を24時間体制で行い、トラブル等の防止及び管理体制の改善に対して積極的に取り組むこと。
- ・ トラブル発生時には迅速に対応できる体制の構築を図り、第一報は速やかに発注者に報告すること。
- ・ トラブル等の発生時にはコールセンターと駐車場利用者が24時間365日、連絡できる体制を整えること。なお、受注者が当該コールセンターと同様の組織及び機能を有し、発注者が当該業務を遂行できると認めた場合は新たに設置しなくてよいものとする。
- ・ 管理運営業務の瑕疵に起因する事故等の賠償補償請求に備え、駐車場の管理運営に係る必要な賠償責任保険に加入すること。なお、保険の種類、補償額等は受注者の提案を基に、発注者と協議の上決定するものとする。
- ・ 駐車場機器等のトラブル発生時の問い合わせ等に対応するため、お倉ヶ浜ビーチハウス管理者向けに駐車場利用者への対応マニュアルを作成すること。また、必要に応じて直接、駐車場機器の操作説明を行うこと。

(イ) 維持管理

- ・ 設置機器等は管理運営に支障をきたすことがないように保守・点検を行うこと。また、原則として緊急修理が対応可能であること。

- ・ メーカー認定技術員による、年2回以上の定期点検を実施し、点検報告書を速やかに発注者に提出すること。
- ・ 駐車場機器等の保守・メンテナンスはフルメンテナンス契約とする。なお、フルメンテナンス契約における無償範囲の最低条件として、機器の経年劣化、通常の使用に伴う故障、ソフトウェア更新に係る費用はすべて受注者の負担とすること。それ以外の範囲については提案内容を踏まえ契約時に協議の上決定する。
- ・ 受注者は受注者が設置した機器等にかかる動産保険に加入するものとし、自然災害を含む事故等により破損した場合には、受注者の負担にて修理、修復を行うこと。なお、保険の種類、補償額等は受注者の提案を基に、発注者と協議の上決定するものとする。
- ・ 駐車場内における日常の清掃等の維持管理は発注者が行うが、料金回収その他トラブル対応等で現場に出動した際には場内の環境を清潔に保つ措置に努めること。ただし、廃棄物の処理方法については、別途指示するものとする。
- ・ 駐車場管理運営上、修繕・改善が必要な事項を発見した場合は、速やかに報告、提案すること。

(ウ) 使用料金の回収及び発注者への報告に関する業務

- ・ 使用料金は、適時精算機から回収し、月毎に精査・集計すること。
- ・ 前月分の使用料金について、翌月15日(閉庁日を除く)までに精算結果を発注者に報告すること。
- ・ 使用料金の回収業務は、料金精算機毎に週1回以上行うこと。
- ・ 適正な公金の取り扱いのため、使用料金の回収は、貴重品運搬警備業務(3号警備業務)で対応すること。また、使用料金についての盗難、紛失等の損害を填補のため、損害賠償保険に加入すること。
- ・ つり銭切れ等がないように補充すること。
- ・ 使用料金は全額発注者に帰属するものとし、発注者が指定する方法にて翌月末日までに納付すること。なお、キャッシュレス決済等による精算についての納付は、発注者と受注者で別途協議して決定した方法による。
- ・ 使用料金は、日向市財務規則(昭和42年日向市規則第1号)第42条の2に定める指定納付受託者による納付とし、受注者はこれを受託するものとする。なお、納付事務の取扱いに関する契約を発注者と受注者で別途締結するものとする。
- ・ 駐車場不正利用者対策を講じること。また、未精算者への料金徴収の一時対応は、受注者にて行うこと。
- ・ 精算機の破壊等による料金の盗難、修復費用等のリスクは受注者にて負うこと。

(エ) 営業休止等

- ・ 大規模な自然災害、大規模な事故、事件その他社会的影響の大きな不測の事態が起きた場合、発注者の判断で駐車場営業を休止できるものとする。
- ・ 発注者が主催または共催のイベント等においてキッチンカー等が駐車区画の一部または全部を利用する場合がある。この場合、特定車両の無料措置または駐車場営業を休止できるものとする。
- ・ 上記の理由により駐車場営業を休止した場合の委託料の取扱いについては、発注者と受注者で協議の上定めるものとする。

(2) その他駐車場管理に必要な事項

(ア) 駐車場管理における発注者への助言。

- (イ) 発注者が指定する無料車両登録、無料利用者専用パスカード等の発行及び有効、無効対応。
- (ウ) 月次報告書を翌月 15 日(閉庁日を除く)までに発注者に提出すること。報告内容については発注者と協議の上決定するが、日別使用料金(県外・県内別)、日別利用台数(有料・無料別)、駐車場料金未精算の車両情報、トラブル対応事項、メンテナンス状況の報告は必須とする。
- (エ) 年次報告書を翌年度 4 月末日までに発注者に提出すること。
- (オ) 利用者からの苦情等があった場合は、速やかに報告するとともに、適切な処置を講ずること。
- (カ) 駐車場機器等に必要な電気使用料金は、発注者の負担とする。
- (キ) 駐車場管理運営に必要な通信料、クラウドサービス利用料、決済サービス利用料等は受注者の負担とする。
- (ク) 本件業務委託の一括再委託等は禁止とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た業務等の一部を再委託する場合は、この限りではない。

7 整備工事及び駐車場管理運営業務の適正な実施等に関する事項

(1) 関係法令の厳守

本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。また、法令に基づく申請等の手続きについては、原則として発注者が行うものとし、受注者は必要な図面、資料の作成等により協力するものとする。

- (ア) 自然公園法
- (イ) 景観法
- (ウ) 都市計画法
- (エ) 駐車場法
- (オ) バリアフリー新法
- (カ) 地方自治法
- (キ) 個人情報保護法
- (ク) 日向市財務規則
- (ケ) 日向市ビーチハウス条例
- (コ) その他関係法令及びガイドライン

(2) 個人情報の保護

- (ア) 受注者は、個人情報の保護に関する法律を含む関係法令を遵守しなければならない。
- (イ) 受注者は、業務に係る個人情報(個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものという)の保護については、常に最善の注意を払わなければならない。

- (ウ) 受注者は、個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。
- (エ) カメラ画像データ及び車両番号データについては、駐車場の管理運営及び料金徴収、不正利用防止の目的の範囲内でのみ利用すること。また、必要最小限の保存期間を設定し、保存期間経過後は速やかに消去すること。これらのデータを、上記目的以外で個人を特定する形で利用又は第三者へ提供してはならない。

(3) 著作権その他知的財産権

発注者から提供する既存の情報については、著作権は発注者に帰属するものとする。

8 契約代金の支払方法

駐車場機器等整備工事については完了払いとし、管理運営業務委託については、委託契約期間に対し、毎月均等払いで支払うものとする。

9 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。